

6. 子育てホームサポーターについて

子育てホームサポーターは、子育て家庭に訪問して家事や育児などの支援を有償で行います。下記のいずれかに該当する方を、ご本人からの申請を受けて、松江市が認定しています。

(1) 認定要件

- ◇保育士・幼稚園教諭 ◇子育て支援員
- ◇島根県産前・産後訪問サポーター養成講習を修了した人
- ◇その他資格（看護師、介護ヘルパーなど）を有した人

子育てホームサポーターとしてふさわしくない行為が認められた場合や、利用者の個人情報等を他に漏らした時等には、認定証の取消しを行う場合もあります。

(2) 登録について

子育てホームサポーターは、受託事業所に認定証を提示し登録を行い、一時家庭支援を行います。

(3) 研修について

子育てホームサポーターは、松江市こども家庭支援課等が行う研修会に年1回以上参加し、研鑽を積んでいくこととしています。



7. 補償保険制度について

松江市訪問型子育てサポート事業における事故については、松江市が加入し、費用を負担する損害賠償保険及び傷害保険の補償の範囲内で松江市が責任を持ちます。

この事業及び利用料金の補助制度についてのお問い合わせ先 ＜松江市こども家庭支援課 家庭支援係＞

受付時間：平日 8:30～17:15

TEL: (0852) 60-8141 FAX: 0852-60-8160

〒690-0045 松江市乃白町32-2 (松江市保健福祉総合センター内)

この事業についてのお問い合わせ先 ＜松江市シルバー人材センター＞

受付時間：平日 8:30～17:15

TEL: (0852) 27-0888 FAX: 0852-27-2737

＜ケアサービス松江＞

受付時間：平日 9:00～17:30

TEL: (0852) 55-7168 FAX: 0852-21-3955

＜まごころサービス松江センター＞

受付時間：平日 9:00～17:00

TEL: (0852) 25-5335 FAX: 0852-25-5302

子育てのお手伝いをさせて下さい！

松江市訪問型子育てサポート事業利用の手引き

妊婦～産前産後～子育て中（小学生になるまで）

令和7年4月作成

1. 松江市訪問型子育てサポート事業について

この事業は、妊娠中の方または就学前の児童を養育している保護者が、一時的に家庭支援を必要とするときに、子育てホームサポーターが妊娠中の方または、保護者の自宅等^{※1}に訪問し、家事援助等の家庭支援を行うことにより、妊娠中の方および保護者の子育て支援と児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

※1 父母の自宅および祖父母の自宅、おじ、おばの自宅なども含みます。

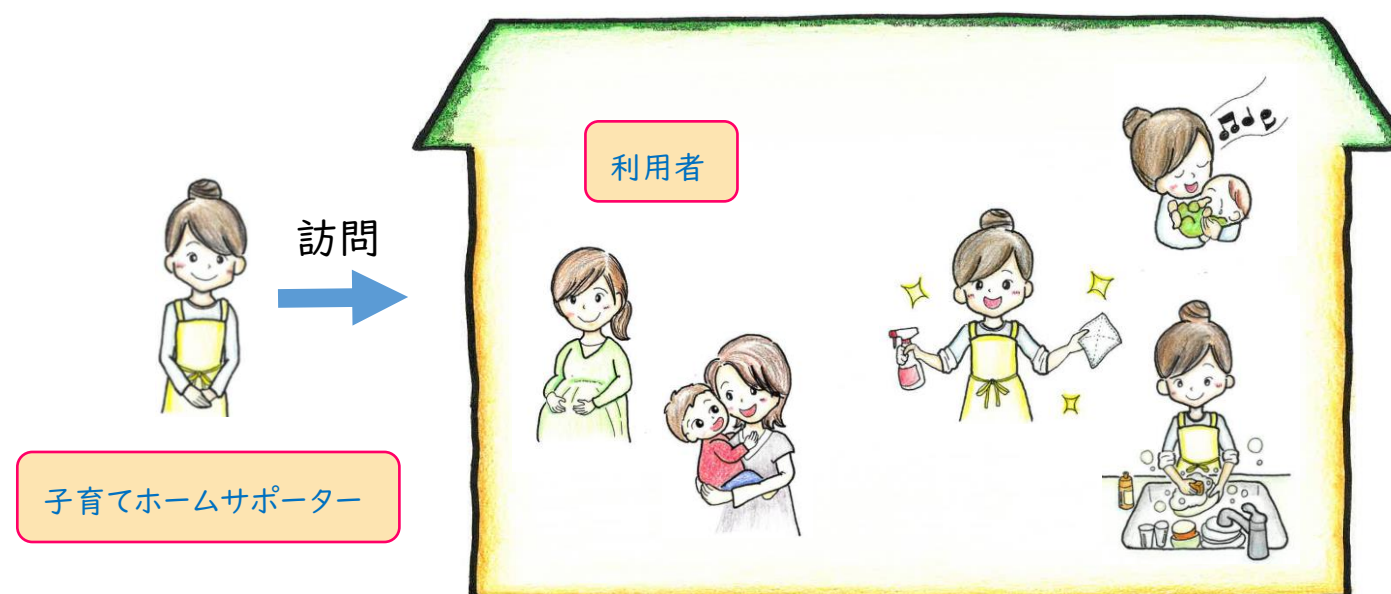
2. 一時家庭支援の内容

- ①訪問家庭での家事援助（洗濯、調理、掃除等の日常的に行う必要がある家事の支援）
- ②保護者が在宅しているときの子どもの世話（沐浴、食事、睡眠、排泄、遊び等）
- ③話し相手
- ④その他

◇子育てサポート事業で行う家庭支援は、必ず保護者等^{※2}が在宅しているときに行います。

◇前に掲げる内容のうち、①の支援と②の支援の同時利用を申し込まれたとき、同時に提供することが困難と認められる場合は支援を行うことができませんので、ご了承ください。

※2 父母および祖父母、おじ、おばなど。



3. 利用できる人（利用者）

松江市に在住する妊娠中の方および就学前の児童を養育している保護者です。

そのほか松江市長が特に必要と認める場合^{※3}にも適用します。

※3 【例】里帰り出産等により、一時的に松江市に居住している場合。

4. 利用方法

【利用できる日】

年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く全日

【利用できる時間】

午前7時～午後9時

【利用の流れ】

（1）利用者登録

◇一時家庭支援を利用しようとする方は、委託事業所に登録申請をします。

（申請書提出先：松江市こども家庭支援課または各委託事業所）

◇「受付完了書」をお渡しいたします。

◇登録料の負担はありません。

◇申込みの内容によっては、登録をお受け出来ないこともありますので、詳しくは登録を希望する各委託事業所にお問い合わせください。

（2）予約

◇一時家庭支援を利用しようとする時は、利用日の前日※4までに登録先の委託事業所に申込みをします。

※4 前日が事業所の休業日の場合は、1 営業日前

◇委託事業所は、登録している子育てホームサポーターを利用する方の自宅等に派遣します。

◇次に挙げる場合は利用ができません。

- ・利用者が子育てホームサポーターに感染する恐れのある伝染性疾患にかかっている場合。
- ・受託事業所が、一時家庭支援が困難であると判断した場合。
- ・子育てホームサポーターが確保できない場合。
- ・この事業の一時家庭支援内容以外の要望があった場合。

<委託事業所一覧>

★松江市シルバー人材センター

受付時間	休業日	電話(0852)	FAX(0852)	所在地
8:30～17:15	土・日・祝日	27-0888	27-2737	西川津町 825-2

★ケアサービス松江

受付時間	休業日	電話(0852)	FAX(0852)	所在地
9:00～17:30	土・日・祝日	55-7168	21-3955	北堀町 211

★まごころサービス松江センター

受付時間	休業日	電話(0852)	FAX(0852)	所在地
9:00～17:00	土・日・祝日	25-5335	25-5302	古志原 1-14-1

5. 利用料金

（1）利用料金の基準

基準額（サポーター1人につき・1時間あたり）

時間	平日	土曜・日曜・祝日
午前7時から午後7時まで	600円	800円
午後7時から午後9時まで	800円	800円

（2）サポートにかかる実費

利用される方から別途徴収します。

（3）交通費

利用料金（報酬）の中に含まれます。

（4）取消し料

取り消しをした利用者が支払ってください。

◇前日までの取消し…無料

◇当日取消し…基準利用料の50%

◇無断取消し…全額

（5）利用料金の補助制度

◇利用時に下記の①～③のすべてを満たす方は、40 時間分を上限として、利用料金を補助します。

① 妊娠中又は令和4年 4 月 2 日以降に生まれた子を養育している。

② 生活保護、市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯である。

③ 松江市に住民登録をしている。

◇補助金の対象となる費用

・松江市訪問型子育てサポート事業を利用した際に支払った利用料で、40 時間分までを上限とします。

◇補助金の額

- ・生活保護世帯、市町村民税非課税世帯：対象となる費用の全額
- ・ひとり親世帯：対象となる費用の半額

◇申請書類の提出

次の①～③の書類をそろえて、松江市こども家庭支援課に提出してください。

① 補助金交付申請書兼請求書

② 生活保護世帯：生活保護受給の証明書

② 市町村民税非課税世帯：市町村民税が非課税である世帯と分かる証明書（※）

ひとり親世帯：児童扶養手当受給者証又は戸籍謄本

※非課税の証明書は、松江市に住所があり市で確認することに同意いただいた場合は省略可

③ 利用時に受け取る「松江市訪問型子育てサポート事業報告書」（補助申請する対象分）

◇補助申請期限 松江市訪問型サポート事業を利用した年度の3月31日までに申請してください。



補助制度の詳細は
ホームページをご覧ください。

